

【件名】新型コロナウイルス関連情報（3月30日）

【領事窓口の業務日及び受付時間の変更について】

在ニューヨーク日本国総領事館では、3月31日（火）より当面の間、以下のとおり領事窓口の業務日及び受付時間を更に短縮する措置を開始します。

1 領事窓口の業務日

月曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

10：30～13：00（査証申請受付：12：00～13：00）

3 電話受付

月曜日～金曜日（申請中の案件や既に対応中の案件は業務日（月、水、金）にお掛けください。）（除、休館日）

詳細はこちらよりご確認ください。<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-03-30.html>

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

御不明な点がありましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【医療関係情報】

CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。NY市以外にお住まいの方も含め、これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDCホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

【連邦政府等による措置のポイント】

◎行動自粛要請の延期

昨3月29日、トランプ大統領は、3月30日に期限を迎える感染拡大防止のための外出などの行動自粛要請について、4月30日まで延期をすることを発表しました。

【州政府等による措置等のポイント】

◎ (NY州) クオモ知事のメッセージ

本3月30日にクオモ NY 州知事が発信したメッセージの一部は以下の通りです。

- 引き続き、自宅待機、他者との接近を避けること、集まらないことを徹底してほしい。感染者数が倍増する期間は、当初2日であったが、今は6日となっている。
- 本日、米海軍病院船「コンフォート」が到着した。本日開業するジャビッツセンターの新病院とともに、コロナウイルス以外の患者のケアを行い、他の病院がコロナウイルス患者のケアに集中できる体制を築く。
- 公立病院も私立病院も関係なく協力をすることが重要である。必要な医療器具などを相互に融通する体制を築く。

◎ (NY市) デブラシオ市長のメッセージ

本3月30日にデブラシオ NY 市長が発信したメッセージの一部は以下の通りです。

- 1000床のベッドなどを備えた米海軍病院船「コンフォート」が本日到着。関係者に感謝するとともに、引き続き医療体制の拡大を図りたい。
- セントラルパーク内に緊急の野外病院を設置し、3月31日(火)に完成する見込み。また、公園内において、他者との距離を取ることが守られない場合は公園を閉じるなどの措置を取る。あわせて、当局の指導に従わなかった場合は250ドルの罰金を科す場合がある(昨3月29日発表)。

◎ (NJ州) マーフィー知事のメッセージ

本3月30日にマーフィーNJ州知事が発信したメッセージの一部は以下の通りです。

- 新型コロナウイルスの影響を最少限に抑えるために、今は自宅待機し、他者との接近を避けてほしい。
- 自宅待機等を州住民が全く守らず病院施設の拡充を全く行わない場合、最悪のケースでは、6日毎に感染者が倍増し、4月1日にはICUが満室、4月9日には既存の病床18000床が満室となり、人工呼吸器は9日後に在庫が切れてしまう。
- NJ州政府は、病床を増やすため、既存の病院施設の拡充と、新しい病院施設の設置を計画している。今後、米陸軍工兵隊の協力で3つの地域に野外病院(regional field medical hospital)を立ち上げる予定。このうち1つの病院の1000床が今週末に稼働し始める予定。
- 州政府では、引き続き病床を増やす計画であり、ドミトリーやホテル等も含め、病院代替施設となりうる場所を検討中。他方、爆発的な感染者拡大を防ぐには州民の協力も必要であり、今は、自宅待機令を遵守してほしい。
- 引退後の医療関係者、従軍医療関係者及びボランティアを募ったところ、3611人の応募があった。感謝すると共に、今後も募集を続ける。

◎ (NJ州) 住宅ローン救済策の発表

- ・3月28日、マーフィー知事は、新型コロナで経済的困難に直面している州内の住宅所有者を対象に、住宅ローンに関する救済策を発表しました。

詳細については、以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.state.nj.us/dobi/covid/mortgagerelief.html>

◎ (NJ 州) 医療関連支援策の発表

・ 3月28日、マーフィー知事は、コロナウイルス対策のため、州内の医療従事者に対して14億ドルの前払いを行うこと、及び、医療機関支援のための600万ドルの緊急融資プログラムを立ち上げたことを発表しました。

詳細については、以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.nj.gov/governor/news/news/562020/20200328a.shtml>

◎ (PA 州) 自宅待機令の拡大

・ 本3月30日、ウォルフ PA 州知事は、本30日午後8時以降カーボン郡、カンバーランド郡、ドーフィン郡、スクーカル郡を自宅待機 (Stay at Home) の行政命令の対象に追加することを発表しました。現在発令済みのフィラデルフィア市、バックス郡、チェスター郡、デラウェア郡、モンゴメリー郡、モンロー郡、アルゲニー郡 (以上3月23日から)、エリー郡 (3月24日から)、リーハイ郡、ノーサンプトン郡 (以上3月25日から)、パークス郡、バトラー郡、ラッカワナ郡、ランカスター郡、ルザーン郡、パイク郡、ウェイン郡、ウェストモアランド郡、ヨーク郡 (以上3月27日から)、ビーバー郡、センター郡、ワシントン郡 (以上3月28日から) と合わせて26の地区が自宅待機の行政命令の対象となります。また、これら全ての地区について、行政命令の期間が当初の4月6日 (月) から4月30日 (木) に延長されました。

行政命令の詳細な情報は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-and-sec-of-health-expand-stay-at-home-order-to-carbon-cumberland-dauphin-and-schuylkill-counties-extend-school-closures-indefinitely/>

・ PA 州内の K-12 の学校は当初少なくとも4月6日 (月) まで休校とされていましたが、本3月30日、ウォルフ PA 州知事は特に期間を定めず当面の間引き続き休校とすること発表しました。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-and-sec-of-health-expand-stay-at-home-order-to-carbon-cumberland-dauphin-and-schuylkill-counties-extend-school-closures-indefinitely/>

◎ (WV 州) NY 州等からの移動者に対する自主隔離の義務化

・ 本3月30日、ジャスティス州知事は、3月31日午前12時より NY 州、NJ 州、CT 州等からウェストバージニア州に入る者に、州到着時から14日間の自主隔離を義務付けるとともに、州警察に州道等の監視を行わせる行政命令を発出しました。行政命令の概要は以下のとおりです。

-3月31日午前12時より他州からウェストバージニア州に入る者に、州到着時から14日間の自主隔離を義務付ける。食料の買い出しなどは可能。

-仕事の関係で通行する者、緊急サービス、ヘルスケア、インフラ産業、軍関係者、必要不可欠な産業従事者等は対象外。

-違反者には50ドル以上500ドル以下の罰金が科せられる可能性がある。

・ 当該行政命令はこちらのサイトでご確認できます。

<https://governor.wv.gov/Documents/SGovernor%27s20033014470.pdf>

◎(DE 州)州外からの移動者に対する自主隔離の義務化

・昨3月29日、カーニーDE 州知事は行政命令を発出し、3月30日午前8時より他州からデラウェア州に入る者に、州到着時から14日間の自主隔離を義務付けました。行政命令の概要は以下のとおりです。

-3月30日午前8時より他州からデラウェア州に入る者に、州到着時から14日間の自主隔離を義務付ける。

-自主隔離とは、自宅、ホテル、レンタルロッジ等に留まり、仕事・学校・公共スペース等に行かず、また公共交通機関を使用しないことを意味し、住居内でも可能な限り他の居住者と距離を取り、自分のものを他人と共有しないことが求められる。

-この措置は、過去14日以内（3月15日以降）にデラウェア州に入った者も含む。

-デラウェア州を通過するだけの者、保健、治安、ヘルスケア、必要不可欠なビジネスの支援、緊急サービス関係者等は対象外。

-また、家族・友人・ペットのケアのために入州した者も対象外。

-違反者には刑事罰が科せられる可能性がある。

当該行政命令はこちらのサイトでご確認できます。

<https://governor.delaware.gov/health-soe/seventh-state-of-emergency/>

◎(DE 州) チャイルドケア施設に対する新規措置について

・本3月30日、カーニー知事は行政命令を発出し、4月6日以降非常事態宣言が解除されるまで、チャイルドケアは緊急児童養護施設(Emergency Child Care Sites)と指定を受けた施設でのみ許可され、必要不可欠なビジネスのために自宅以外で働く者の子供のみが同施設に子供を預けられると命じました。同措置の下、緊急児童養護施設と認定を受けた団体以外のチャイルドケア施設は全て閉鎖されることとなります。緊急児童養護施設への認定を受けるためには、4月3日までに州政府の子供・青年・家族サービス部門(DSCYF)に申請する必要があります。また、同施設に子供を預けたい親に対する手続きも今後整備されます。

詳細は以下のウェブサイトでご確認いただけます。

<https://news.delaware.gov/2020/03/30/governor-carney-signs-order-to-designate-emergency-child-care-sites-for-essential-personnel/>

◎現在、NY 州、NJ 州、WV 州、DE 州、CT 州（フェアフィールド郡）全域、PA 州の一部で自宅待機令（Stay at Home Order）が有効です。つきましては、在住・滞在中の皆様は、不要不急の外出は控え、外出する際も、他の人から6フィート（約1.8メートル）離れて活動するようお願いします。各州の新型コロナウイルスに関する最新情報は下記サイトからご確認頂けます。

ニューヨーク州

<https://coronavirus.health.ny.gov/home>

ニュージャージー州

<https://covid19.nj.gov/>

ペンシルベニア州

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Coronavirus.aspx>

ウェストバージニア州

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

デラウェア州

<https://coronavirus.delaware.gov/>

コネティカット州フェアフィールド郡

<https://portal.ct.gov/Coronavirus>

(注) 連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

【感染、予防等に関する情報】

1 3月30日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。()内は前日の数)

○ニューヨーク州： 感染者数 66,664名(59,513名), 死者数 1,227名(965名)
・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市： 感染者数 38,087名(32,308名), 死者数 914名(678名)
NY市の内訳(判明分)

クイーンズ区：	11,868名(10,373名)
ブルックリン区：	9,521名(8,451名)
マンハッタン区：	5,877名(5,438名)
ブロンクス区：	6,830名(6,145名)
スタテン島区：	2,091名(1,866名)

ウエストチェスター郡： 9,326名(7,875名)

○ニュージャージー州：感染者数 16,636名(13,386名), 死者数 198名(161名)

○ペンシルベニア州： 感染者数 4,087名(3,394名), 死者数 48名(38名)

○デラウェア州： 感染者数 264名(232名), 死者数 6名(5名)

○ウエストバージニア州：感染者数 145名(113名), 死者数 1名(新規)

○コネチカット州フェアフィールド郡： 感染者数 1,445名(908名), 死者数 21名(20名)

○プエルトリコ： 感染者数 174名(127名), 死者数 6名(5名)

○バージン諸島： 感染者数 30名(23名)

2 在留邦人の皆様におかれては引き続き関連情報に注意して予防に努めてください。

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しました。予防措置、各州等 HP (ホ

ットライン) 及び日本の関連情報等を掲載しているのでご参照ください。

新型コロナウイルス関連情報：<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

3 当館領事窓口のご利用にあたっては、感染リスクを少しでも軽減するため、体調がすぐれない方におかれましては、体調が回復されてから来館いただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力につきまして、よろしく申し上げます。

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、(212)888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

twitter: https://twitter.com/JapanCons_NY
